

新制度講習会を
オンライン配信
いたします

発電設備を お持ちのみなさま



太陽電池発電

10kW以上50kW未満

風力発電

20kW未満

2つの保安規制が義務化されました

2023年
3月20日以降

基礎情報届出制度

基礎情報の届出が必要になります

●小規模事業用電気工作物(太陽電池:10kW以上50kW未満、風力:20kW未満)は、基礎情報の届出が義務となります。

●既設の設備(FIT認定を受けていたりする設備は除く)についても施行から6ヶ月以内までに届出が必要です。

以下の場合はFIT認定の有無にかかわらず届出を求めます。

①基礎情報の項目に変更があった場合

②小規模事業用電気工作物に該当しなくなった場合(廃止を含む)

使用前自己確認制度

事前の安全確認が必要になります

●使用前自己確認の対象が拡大され、一部の事業用電気工作物(太陽電池:500kW以上2000kW未満、風力:20kW以上500kW未満)に加え、一部の事業用電気工作物及び小規模事業用電気工作物(太陽電池:10kW以上500kW未満、風力:20kW未満)も、使用前自己確認が義務となります。

従来の電気的リスクに加え、構造的なリスクについても確認項目が追加されます。

詳しくは

小出力発電 規制

検索

<https://www.shoushutsuryoku-saiene-hoan.go.jp/>



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry

技術基準適合維持

■技術基準適合維持義務の対象が拡大され、小規模事業用電気工作物(太陽電池:10kW以上50kW未満、風力:20kW未満)も、技術基準適合維持義務の対象となります。



太陽電池発電設備の保安規制の対応



風力発電設備の保安規制の対応

↑
事業用電気工作物
↓

小規模事業用
【新設】

出力等条件		保安規制					
		事前規制			事後規制		
		安全な設備の設置を担保する措置		不適切事案等への対応措置			
2,000kW以上		技術基準維持義務	電気主任技術者の届出	自使用前検査	自己確認	立入検査	
2,000kW未満 500kW以上		【範囲拡大】	届出【新設】	基礎情報	事故報告	報告徴収	
500kW未満 50kW以上		【範囲拡大】	届出【新設】	基礎情報	事故報告	報告徴収	
50kW未満 10kW以上		【範囲拡大】	届出【新設】	基礎情報	事故報告は、10kW未満については除く	居住の用に供されているものも含める	
10kW未満							

一般用電気
【新設】

出力等条件		保安規制					
		事前規制			事後規制		
		安全な設備の設置を担保する措置		不適切事案等への対応措置			
500kW以上		技術基準維持義務	電気主任技術者の届出	自使用前検査	定期安全管理検査	自己確認	
500kW未満 20kW以上		【範囲拡大】	届出【新設】	基礎情報	事故報告	報告徴収	
20kW未満		【範囲拡大】	届出【新設】	基礎情報	事故報告は、10kW未満については除く	居住の用に供されているものも含める	

経済産業省「小規模事業用電気工作物に係る保安規制の適正化」(2022年6月29日)から作成

基礎情報届出制度

■基礎情報届出の制度が新設され、小規模事業用電気工作物(太陽電池:10kW以上50kW未満、風力:20kW未満)は、基礎情報の届出が義務となります。

■既設の設備(FIT認定を受けている設備は除く)についても2023年3月20日の施行から6ヶ月以内(9月19日まで)に届出が必要です。

■以下の既設の設備はFIT認定の有無にかかわらず届出を求められます。

①基礎情報の項目に変更があった場合

②小規模事業用電気工作物に該当しなくなった場合(廃止を含む)

届出事項	設置者	設備	保安体制
	<ul style="list-style-type: none"> ●氏名又は名称及び代表者の氏名 ●住所 ●連絡先(電話番号、メールアドレスその他連絡先) 	<ul style="list-style-type: none"> ●小規模事業用電気工作物の名称 ●小規模事業用電気工作物の設置の場所 ●小規模事業用電気工作物の種類 ●小規模事業用電気工作物の出力 	<ul style="list-style-type: none"> ●保安監督業務担当者の氏名又は名称 ●保安監督業務担当者の住所 ●保安監督業務担当者の電話番号 ●保安監督業務担当者のメールアドレス ●点検の頻度

使用前自己確認制度

■使用前自己確認の対象が拡大され、新設する一部の事業用電気工作物(太陽電池:50kW以上2,000kW未満、風力:20kW以上500kW未満)及び小規模事業用電気工作物(太陽電池:10kW以上50kW未満、風力:20kW未満)は、使用前自己確認が義務となります。

■既設設備についても一定の変更の工事を行った場合には、使用前自己確認の結果の届出が求められます。

■使用前自己確認結果届出書には「使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈」で定める別紙様式を添付ください。

その上で電気事業法施行規則別表三の上欄に掲げる電気工作物の種類に応じて、同表の下欄に掲げる以下の添付書類を提出ください。

太陽電池発電設備	風力発電設備
<ul style="list-style-type: none"> ①発電所の概要を明示した地形図 ②主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図 ③発電方式に関する説明書 ④支持物の構造図及び強度計算書(砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により指定された砂防指定地、地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第三条第一項の規定により指定された地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により指定された土砂災害警戒区域に設置する場合に限る。) 	<ul style="list-style-type: none"> ①騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域内に同法第2条第1項の特定施設を設置する場合は、騒音に関する説明書 ②振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域内に同法第2条第1項の特定施設を設置する場合は、振動に関する説明書 ③発電所の概要を明示した地形図 ④主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図 ⑤単線結線図(ほか、省令において指定され当該発電設備に該当するもの) ⑥発電方式に関する説明書 ⑦風車の構造図及び強度計算書 ⑧支持物の構造図及び強度計算書 ⑨雷撃からの風車の保護に関する説明書 ⑩風車の回転速度が著しく上昇し、又は風車の制御装置の機能が著しく低下した場合において風車を安全かつ自動的に停止させるための措置に関する説明書(常用電源の停電時の措置を含めて記載。) ⑪電気設備のうち当該発電設備に該当するもの ⑫制御方法に関する説明書



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry